



2 5 消安第 6 3 2 号 平成 2 5 年 5 月 3 1 日

環境省水・大気環境局土壌環境課長 殿

農林水産省消費·安全局 農 産 安 全 管 理 課 長

「「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について」(平成 14年1月10日付け13生産第3988号農林水産省生産局生産資材課長 通知)の一部改正について

「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知)の一部が改正されたことに伴い、「「農薬の登録申請書に添付する資料等について」の運用について」(平成14年1月10日付け13生産第3988号農林水産省生産局生産資材課長通知)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御留意の上、農薬の登録申請に係る事務の円滑な運用につき、御協力をお願いする。

「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について(平成14年1月10日付け13生産第3988号農林水産省生産局生産資材課長通知)一部改正新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

改 正 後	現行
(別紙) 「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について 1~5 (略)	(別紙) 「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について 1~5 (略)
6. 農薬の水産動植物被害予測濃度に関する資料 (1) (略) (2) ①・② (略) (①に該当する場合) ア〜ウ (略) エ 倉庫、ビニールハウス等の施設内でのみ使用される場合 オ (略) カ 粉衣など種子等に直接付着させて使用される場合 (②に該当する場合) (略) (3) (略)	6. 農薬の水産動植物被害予測濃度に関する資料 (1) (略) (2) ①・② (略) (①に該当する場合) ア〜ウ (略) エ <u>倉庫くん蒸剤等</u> 施設内でのみ使用される場合 オ (略) カ <u>種子等に粉衣又は浸漬し</u> て使用される場合 (②に該当する場合) (略)
 7. 農薬の水質汚濁予測濃度に関する資料 (1) (略) (2) ①・② (略) (①に該当する場合) ア〜ウ (略) エ 倉庫、ビニールハウス等の施設内でのみ使用される場合オ (略) カ 粉衣など種子等に直接付着させて使用される場合(②に該当する場合) (略) (3) (略) 	7. 農薬の水質汚濁予測濃度に関する資料 (1) (略) (2) ①・② (略) (①に該当する場合) アーウ (略) エ 倉庫くん蒸剤等施設内でのみ使用される場合 オ (略) カ 種子等に粉衣又は浸漬しで使用される場合 (②に該当する場合) (略) (3) (略)
8 • 9 (略)	8 ・ 9 (略)
<u>附則(平成25年5月31日)</u> この通知による改正は、平成25年5月31日以降に提出される農薬の薬効、薬害、毒性及 び残留性に関する試験成績について適用する。	
(別表1)~(別表2) (略)	(別表1)~(別表2) (略)
(別記様式第1号) ~ (別記様式第8号) (略)	(別記様式第1号) ~ (別記様式第8号) (略)